

害者への対応の在り方等その後の被害者支援の参考としている。

重傷病を負った被害者の加療・入院期間等に関する実態調査を実施し、重傷病給付金の支給要件の緩和、支給対象期間の延長等を内容とする犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令等の一部改正に反映している。

#### (6) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

法務省において、これまで行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続的に実施する方向で検討するとともに、性的暴行被害等についてより一層精緻な数値を得られるよう調査方法の検討を早期に行い、その結果を同調査に反映することとされた。

これまで、国連が中心となって行った「国際犯罪被害実態調査」に法務省が参加する形で、平成11、15年度に「犯罪被害実態調査」を実施しており、前回の調査結果を踏まえた上、より一層精緻な数値を得られるよう、法務省法務総合研究所担当研究官において、質問方法・質問項目等について検討している。

平成19年度に、国連が中心となって行う「国際犯罪被害実態調査」に参加する形での国内調査を実施すべく検討・準備中である。

#### (7) 脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮

厚生労働省において、臓器提供者（交通事故被害者を含む。）の家族（以下「ドナー家族」という。）に特有な心理的な問題等について、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」の下に設置された「ドナー家族の心情把握等作業班」により、現状把握に努めることとされた。

平成14年12月25日に第1回会議を開催してから、平成16年末までに計5回の作業班会議を開催している。

その後、計3回の作業班会議を開催し、ドナー家族の一部からのヒアリング等を実施する等、ドナー家族の心情把握等の方法につい

て検討した。

これまでの検討内容を踏まえて、ドナー家族の心情把握等の方法について検討を進め、引き続きドナー家族の心情把握等に努めていく。

#### (8) 警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実

警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図っていくこととされた。

各級警察学校及び職場において、警察職員に対し、被害者対策の教育を行っているところである。

各級警察学校における被害者対策教育として、同学校においては、新たに採用された警察職員に対する採用時教育、専門分野に任用する警察官に対する部門別任用時教育、昇任した警察職員に対する昇任時教育、被害者対策に従事する警察職員に対する専科等の教育において、被害者対策の教育を行っている。

職場における被害者対策教育として、警察署等の職場においては、集合時等の機会を利用した教育、警察本部主管課指導者による巡回指導、部外専門家による講演会等を実施し、被害者対策の教育を行っている。

#### (9) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能取得

警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努めていくこととさ